

第4次男女共同参画プランに基づく施策等に対する評価と課題(札幌市)

	課題	今後の視点	
札幌市の 全体の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化に伴う人口減少(2040年に183万人と推計) ○高齢化に伴う高齢者人口の増加(2040年に約4割と推計) ○若年層の道外流出 ○税収の減少、社会保障費の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ①1人当たりの市民所得の低さ ②女性、高齢者の有業率の低さ ③性別問わず長時間労働の傾向 ④市民の健康寿命の低さ ⑤地域における人間関係の希薄化 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民とともに作り共有できるまちづくり ●多様性や共生社会実現に向けた施策の実施 ●デジタル化の推進

↓ 指標中 【調】は令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査、【年】は令和2年度男女共同参画プラン実施報告書の略

基本 目標	基本的方向	基本施策・主な取組	指標	評価と課題	今後の方向性	新体系 目標-基本的方向
I あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり	1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	(1)札幌市の審議会等委員への女性の参画促進 (2)札幌市女性職員の登用促進と職域拡大 (3)意思決定過程への女性の参画についての意識改革の推進	□活動指標1【年】 審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率 100%(R4) → R2:100%	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等委員の女性登用率については、事前協議等を行っているものの、計画目標(40%)に到達していない。 ●札幌市職員の女性管理職割合については、順調に推移し、計画目標(18%)に向けて推移している。 ●市民意識調査においては、まだまだ「男性優位の組織運営」との印象が根強い状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等の女性登用率について、40%の目標を達成できていないことから、より一層の女性委員の登用促進に努めていく。 ●札幌市女性職員の登用促進と職域拡大に向けて、今後も長期的な視野に立った人材育成を行うとともに、管理監督者の男女共同参画に関する意識の醸成に取り組んでいく。 	I-5
	2 男女共同参画の視点に立った意識改革	(1)市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実 (2)市民が男女共同参画に関する意識を形成するための事業企画の支援 (3)男性にとつての男女共同参画に関する意識啓発	□活動指標2【年】 市職員係長昇任試験受験率(女性) 35%以上(R4) → R2:29.2% □活動指標3【年】 固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数 160,000人(～R4累計) → ～R2:95,195人	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナの影響はあるが、男女共同参画に関する啓発事業への参加者数については、順調に推移している。 ●固定的性別役割分担意識については、計画目標(賛成意見:30%以下)に1%届かなかったものの、意識解消に向けて着実に推移している。 ●男女の平等感については、社会全体としての平等感が依然として低く、直近3回の調査において毎回悪化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、男女共同参画意識を根付かせるための啓発事業を実施していく。 ●コロナにより女性の困難が顕在化した「女性不況」が平等感にも悪影響を与えている可能性があり、引き続き困難女性への支援を行っていく。 	III-1
	3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備	(1)男女が共に子育てや介護を担うことへの意識啓発の充実 (2)男女が共に子育てや介護ができる支援の充実	◆成果指標4【年】 札幌市審議会等女性登用率 40%(R4) → R2:32%	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が育児や介護に参加している割合は少しずつ高まっているが、なお家族介護の6割は女性が担うなど、格差が大きい。 ●制度は徐々に拡充されているが、性別に関わらず家事参加意識を持つような教育と、周囲の理解が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の家庭参画とともに、育児休業・介護休業取得促進に向けた意識啓発を進めていく。 ●多様化するライフスタイルに対応するため、保育や介護の環境整備を引き続き進めていく。 	I-4
	4 国際社会と連動した女性への支援	(1)世界の動きと連動した女性が力をつけることへの支援(エンパワーメント支援) (2)国際的視野に立った男女共同参画の推進	◆成果指標5【年】 市職員女性管理職 18%(R4) → R3.4.1:16.0% ◆成果指標6【調】 「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方に賛成の人 30%以下(R3市調査) → R3市調査:31%【×未達成】	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的な交流を通して市民の男女共同参画意識の醸成に繋がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人登録者は増加し続けており、今後も男女共同参画に関する国際的な交流を通じた情報の収集・提供を実施していく。 	III-1
	5 地域における男女共同参画の推進	(1)地域活動での男女共同参画の促進 (2)男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動においては、男女共同参画が進んでいるとはいえない。 ●避難所運営に関する研修の実施により、災害時の男女共同参画の視点について、理解を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会において、女性の方が地域活動に参画しているにもかかわらず平等感が低いため、役割分担意識の解消に向けた取組が必要である。 ●防災においては、災害時に男女共同参画の視点を持つよう平常時からの啓発等により意識醸成を図る。 	I-6

基本目標	基本的方向	基本施策・主な取組	指標	評価と課題	今後の方向性	新体系目標-基本的方向
Ⅱ 男女の多様な働き方の推進	1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備	(1)職場における男女共同参画の推進 (2)ワーク・ライフ・バランスの推進 (3)就業継続への支援	□活動指標7【年】 ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数 500社(R4) → R3:609社【○達成】 □活動指標8【年】 認可保育所等定員数 37,739人(R5.4.1) → R3.4.1:34,218人 □活動指標9【年】 働き方に関する啓発事業参加者数 20,000人(～R4累計) → ～R2:17,482人	●認可保育所定員数については、供給量を拡大しており、待機児童は目標値を達成しているが、施設における人材確保については課題が残っている。 ●市民意識調査の結果から、職場における男女の平等感はずいぶん高まっていると言えるが、依然として低く目標達成とならなかった。	●引き続き、雇用等の分野における固定的性別役割分担意識の解消を目指し啓発を行っていく。 ●ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに仕事と生活の両立を図れるよう企業の取組を促す取組を行っていく。 ●育児休業等を取得する男性が少ないことで、更に周囲の男性の取りにくさにつながっていると考えられることから、企業で初めて取得する男性を後押しする取組が必要である。 ●女性が出産や子育て等により退職を余儀なくされることがないように引き続き保育人材の確保を含めた環境の充実を図っていく。	I-1
	2 女性の経済的自立の推進	(1)女性の就業機会の拡大 (2)多様な働き方に対応するための支援 (3)起業に対する支援	◆成果指標10【調】 男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであると考える人の割合 30% (R3市調査) → R3:26.9%【×未達成】 ◆成果指標11 管理的職業従事者における女性割合 (R2国調査) → (R4.5公表)	●新型コロナウイルス感染症の影響もありテレワークの普及は途上ではあるが進んでいる。一方で、女性だけでなく男性も働きやすい環境づくりが求められる。 ●賃金格差の解消のみならず、女性が安心して就業を継続できる環境作りや希望する働き方を選択できるようにしていくことが経済的な自立につながるため、女性の再就職や就業継続を支援する取組を実施していく。	●今後も女性が自ら望む生き方を実現するため、多様な働き方や起業に対する支援を継続して実施していく。 ●継続的な支援が求められるひとり親家庭への支援や女性の再就職支援を引き続き実施していく。	I-2
	3 女性の活躍に取り組む企業への支援	(1)企業における女性の活躍を促進するための啓発活動の充実 (2)女性の活躍に積極的に取り組む企業への支援	◆成果指標12【年】 待機児童数 0人(R2、以降継続) → R3.4.1:0人 ◆成果指標13【調】 職場で男女平等と考える人の割合 50% (R3市調査) → R3:19.7%【×未達成】 ◆成果指標14 15～64歳までの女性労働力率 全国平均以上 (R2国調査) → (R4.5公表)	●ワーク・ライフ・バランス認証取得企業数について、順調に数値が伸び、目標達成となった。	●今後も、女性の活躍推進やワークライフバランスについて、企業における機運醸成を進めていくほか、他の企業にも拡大していくよう取組を継続していく。	I-3
Ⅲ 男女の人権の尊重	1 生涯を通じた男女の健康支援	(1)性と生殖に関する健康と権利に関する意識の普及 (2)生涯を通じた男女の健康保持・増進 (3)男女共同参画の視点による学校・家庭における性にかかわる教育の充実	□活動指標15【年】 性と健康に関する啓発事業参加者数 100,000人(～R4累計) → ～R2:41,489人 □活動指標16【年】 性的マイノリティに関する啓発事業参加者数 30,000人(～R4累計) → ～R2:26,438人	●市民意識調査によると、女性の生涯にわたる健康づくりの支援策として、女性専門外来の設置と女性の健康に関する情報の提供が求められている傾向に変化はない。 ●また、人工妊娠中絶率などは、全国の2倍の割合であることから、引き続き若年層への健康と権利の意識の普及は必要である。	●今後も生涯を通じた女性の健康の保持・増進のためライフステージに応じた正しい情報提供を支援していく。 ●妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利を男女双方が理解するような意識の啓発に取り組んでいく。	Ⅱ-3
	2 多様な性のあり方への理解の促進と支援	(1)多様な性のあり方への理解の促進と支援	◆成果指標17【年】 避妊法を正確に知っている人の割合(16～19歳) 40%(R4) → H30:35.0% ◆成果指標18【調】 「性的マイノリティ」の言葉の認知度 65%(R3市調査) → R3:75.1%【○達成】	●活動指標の8割を超える参加者数を達成し、また成果指標についても目標値を達成するなど順調に推移している。 ●一方で、相談窓口などについての認知度が低く、引き続き周知していく。また、LGBT等言葉の内容を理解している割合が低い40代以上における理解を高めることが必要である。	●制度の周知が低いことから、引き続き周知啓発を行っていくとともに、主にLGBTへの認知度(内容の理解度)が低いと思われる40代以上を対象とした啓発を実施していく。 ●市民のみならず、庁内に対してもガイドラインの作成や配慮の周知など積極的に発信していく。	Ⅱ-4

基本目標	基本的方向	基本施策・主な取組	指標	評価と課題	今後の方向性	新体系 目標-基本的方向
IV 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力を許さない社会づくりの推進	(1) 配偶者等からの暴力に関する普及啓発の強化 (2) 暴力未然防止を目指した若年層への予防教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ●身体的暴力以外の行為を暴力として認識する割合については、目標を達成したものの暴力にあたらないと回答する層も一定数おり、啓発等での更なる周知を図る必要がある。 ●ほぼ全ての相談窓口の認知度は上昇傾向。全体として女性の方が認知度は高い。一方、暴力にあたらないと回答する一定の層や、年代や男女で認識に大きな差がある項目もあるため、性差・年代を問わない啓発が必要である。 ●20代以下の若年層については未然防止講座の継続により、効果が上がっていることがうかがえる結果となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年期からの啓発が未然防止・早期相談のためには重要であることから、取組を継続する。 ●今までDVと認知されていなかった行為がDVであると気づくことでの抑止効果もあると考えられるため、幅広い世代に向けた啓発を実施する。 	II-1
	2 DVに関する総合的な支援体制の強化	(1) 早期相談の促進 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者対応機関との連携強化 (4) 人材育成の推進	<p>□活動指標19【年】 DV未然防止講座の参加者数 20,000人(～R4累計) → ～R2: 17,437人</p> <p>□活動指標20【年】 パンフレット・リーフレット等配布数 52,500部(～R4累計) → ～R2: 38,649部</p> <p>◆成果指標21【調】 札幌市配偶者暴力相談センターの認知度 50%(R3市調査) → R3: 41.8% [×未達成]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市配偶者暴力相談センター(DV相談センター)の認知度については、全体としては微増。目標を達成することができなかったため、引き続き周知が必要。但し、主たる相談層と考えられる20代～60代女性の認知率は47%と目標値にあと一步の認知率となった。 ●相談しなかった割合も悪化したが、相談しなかった中に、「相談先がわからない」「恥ずかしい」など本来相談すべき層もいると考えられることから、引き続き利用に向けた周知啓発が必要。 ●男性からの相談が増加しており、男性が相談しやすいDV相談の体制作りを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知度の向上のみならず、どういった支援を受けられるのかといった内容についても知ってもらえるような啓発を実施する。 ●被害者の安全確保及び二次的被害の防止を図るため、被害者対応を行う職員を中心に啓発を実施する。 	II-1
	3 DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備	(1) 安全かつ迅速な一時保護体制の充実 (2) 安心して暮らせる生活の確保 (3) 被害者の自立に向けた適切な情報提供及び総合的な支援 (4) 子どもに対する各種支援の強化	<p>◆成果指標22【調】 DVを経験したときに相談しなかった割合 20%(R3市調査) → R3: 37.0% [×未達成]</p> <p>◆成果指標23【調】 身体的暴力以外の行為を暴力として認識する人の割合 65%(R3市調査) → R3: 67.6% [○達成]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者に係る情報保護を徹底したほか、被害者が安心して暮らせる状況を確保できるよう様々な支援や情報提供を行った。 ●複合した課題を抱える相談者に対する部署間の連携(児童分野、高齢分野等)を取り、個別ケース会議を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制の充実を求める声が多いことから、引き続き、関係部署との連携のもと安全確保や生活再建のための取組を進めていく。 ●被害の未然防止に向けた取組を継続する。 ●関連他部署職員も含めた研修等の継続する。 ●男性相談体制を検討する。 	II-1
	4 性暴力に関する啓発と被害者の支援	(1) 性暴力に関する啓発と被害者の支援		<ul style="list-style-type: none"> ●様々な広報媒体を用いた啓発活動を実施した。 ●20代までの若年層においては、認知率が10%以上の増となっており、学校での啓発が効果あるものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力被害者支援センター北海道の認知度は微増のみであることから、引き続き啓発を行っていくほか、関係機関と協力した支援体制を検討し、相談事業を展開していく。 ●20代までの若年層については、学校での啓発が効果があると考えられることから、学校における啓発を継続する。 	II-1

基本 目標	基本的方向	基本施策・主な取組	指標	評価と課題	今後の方向性	新体系 目標-基本的方向
V 男女共同参画の 学習の充実 の視点に基づく 教育・	1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進	(1)人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進		●学校教育現場における男女の平等感他項目に比べて高いものの、前回調査より大きく減少した。 ●大学進学率については、男女ともに増加しているものの、男女差については依然として10ポイントほどある。	●今後も教職員向けの研修会等を通じて、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育をより一層推進していく。 ●学校において、性別に関わらず家事参画意識をもつような教育を進めていく。	Ⅲ-2
	2 男女共同参画の学習の推進	(1)男女共同参画に関する学習の推進 (2)男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	□活動指標24【年】 男女共同参画センターの利用者数(年間) 対前年比増(毎年) → H30:354,466人、R1:327,232人、R2:137,360人 ◆成果指標21【調】 男女共同参画センターの認知度(知っている) 50%(R3市調査) → R3:20.3%【×未達成】	●各区の取組も含め、男女共同参画に関する様々な講座を実施していることから、引き続き取組を継続する。 ●男女共同参画センターでの各種講座の実施により、多様な視点から理解と関心を深めてもらうことができた。	●各種講座の実施にあたっては、多様性や共生社会など新たな視点による内容を検討するほか、市民の自主的な取組や活動団体に対する支援を継続することで、男女共同参画に対する市民意識の醸成を図る。	Ⅲ-2
	3 男女共同参画の活動拠点の充実	(1)男女共同参画センターにおける事業展開 (2)男女共同参画に関する情報提供・提案の充実		●新型コロナウイルス感染症による施設休館や貸室等利用制限の実施による利用者減により対前年比増を達成することができなかった。 ●男女共同参画センターの認知度については、前回調査から更に低下し目標の達成に至らなかった。	●男女共同参画の推進に関する活動拠点として、利用する市民ニーズや社会情勢の変化をとらえた効果的な啓発や支援を行っていく。 ●男女共同参画センターの認知度向上につながるよう効果的な情報発信を行う。	推進体制
その他	困難を抱える女性支援	●新型コロナウイルスの影響を受けた女性に対する相談窓口を設置するほか、定期的な相談支援により実態を把握し、適切な支援につなげる。		●相談につながりにくい方を見つけ出しつなぐために、生活支援物資の配布の他、デパートでのコラボなど人が集まりやすい場を柔軟に設定する。 ●困難を抱えている女性の実態把握が必要である。	●女性であることに加えて、様々な要因により困窮している女性の実態を把握し、関係部局と連携した支援につなげる。	Ⅱ-2